

# 安全作業手順書【料金所周辺作業】

作成日・ 改正日	2025/4/1 (前回改正：2024/4/1)	現場名	東名高速道路（豊田IC～春日井IC） 名古屋第二環状自動車道 （名古屋IC～飛島北IC,有松IC～上社JCT）
機器工具 ・車両	スコップ、清掃用具一覧	保護具	ヘルメット、安全チョッキ、安全くつ、 軍手、皮手袋

		見積もり基準をした危険性の評価			
		重大性(B)	○ 軽微 (不休と休業3日以内)	△ 重大 (休業4日以上)	× 極めて重大 (死亡・障害が残る)
可能性(A)	○ ほとんど起こらない (5年に1回程度)	○○ (極めて小さい)	○△ (かなり小さい)	○× (中程度)	
	△ たまに起こる (1年に1回程度)	△○ (かなり小さい)	△△ (中程度)	△× (かなり大きい)	
	× かなり起こる (6ヶ月に1回程度)	×○ (中程度)	×△ (かなり大きい)	×× (極めて重大)	

危険性又は、有害性の評価と危険度の判定基準例			
危険性の見積もり	危険性の評価	危険度	判定
××	極めて重大	5	即座に対策が必要
×△、△×	かなり大きい	4	根本的対策が必要
×○、△△、○×	中程度	3	何らかの対策が必要
△○、○△	かなり小さい	2	現時点では必要なし (補足を要す)
○○	極めて小さい	1	対策の必要なし

作業区分	作業手順・作業内容	急所	危険ポイント			リスクの見積り			安全対策（危険度2以下へ）			リスクの再見積り		
			（～なので～になる）			(A)	(B)	リスク	（私達はこうする）			(A)	(B)	リスク
準備工	<b>作業確認</b> 作業の打合せ(KY)を行なう 作業員の役割（運転手、助手）を決める 作業場所及び車線を確認する 交通規制状況を確認する 使用機械、工具等の点検を行う しらすだーの動作確認及び点検を行う 車輛の配置箇所を確認する 現場内の動線、機能停止書類を確認する	作業員全員で 免許証・免許区分の確認を運転手・助手の二人で行って 上下、kp等の情報を踏まえ、作業員全員が理解できるように 必ず当日の規制簿を使用して 作業前に 朝礼時に作業員全員で毎日動作確認をする 作業員全員で 作業員全員で	手順を間違えて思わぬケガをする	△	×	4	全員で手順書、KYの内容を周知する	○	○	1				
			免許区分の理解不足で、無免許運転をしてしまう	○	×	3	乗車時に必ず免許区分明示車両ステッカーを確認する	○	△	2				
			/	/	/	/	/	/	/	/				
			/	/	/	/	/	/	/	/				
			作業中に機械が故障し、思わぬケガをする	△	×	4	作業前に必ず道具、工具、機械類の点検を行う	○	○	1				
			電池切れて緊急時、逃げるのが遅れる	△	×	4	毎日動作確認をし、電池が減ったら交換する	○	○	1				
			調音などの飛散、または測定用具を現場におきわすれてしまう	△	×	4	ファイルに閉じる。現場から離脱する際は場内を確認する	○	○	1				
			/	/	/	/	/	/	/	/				
			料金所ブース閉鎖規制手順書に則る											
			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
本作業	 <b>セーフティバイブル</b>	25.車両回送手順書に則る	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
			/	/	/	/	/	/	/	/				
			/	/	/	/	/	/	/	/				
			/	/	/	/	/	/	/	/				
			①荷台から飛び降りて怪我をする	△	△	3	無理な搬出はせず、サイドカバー・タイヤ等安全な足場から車両に正対して昇降する。飛び降りない。	○	△	2				
			②手・指が挟まれて怪我をする	△	×	4	作業時は必ず一人監視員を配置し周囲に注意して作業を行う	△	○	2				
			後方の走行車両に気づかず追突・接触される	△	×	4	作業時は必ず一人監視員を配置し周囲に注意して作業を行う	△	○	2				
			/	/	/	/	/	/	/	/				
			/	/	/	/	/	/	/	/				
			料金所ブース閉鎖規制手順書に則る											
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
特記事項	台車を使用する場合	原則1人作業はしない。やむ終えず1人作業をする場合は現地にてKYを実施し、作業員同士目のつく範囲内で作業を行う。尚且つもしもの時の連絡体制を事前に構築しておく。	台車から離れた瞬間に台車が逸走し走行車両と接触する	△	△	3	使用しない時は裏向きにし、Gr外側など走行車両から速い位置に仮置き。強風の場合はウェイトを置く。	○	○	1				
		責任者への報告・確認も忘れずに	/	/	/	/	/	/						
		台車を使い小運搬を行う時は、台車の逸走による車両等への接触に注意すること	台車は自動ストッパー機能付とする	△	△	3	使用しない時は裏向きにし、Gr外側など走行車両から速い位置に仮置き。強風の場合はウェイトを置く。	○	○	1				